

認定個人情報保護団体制度について

令和2年11月

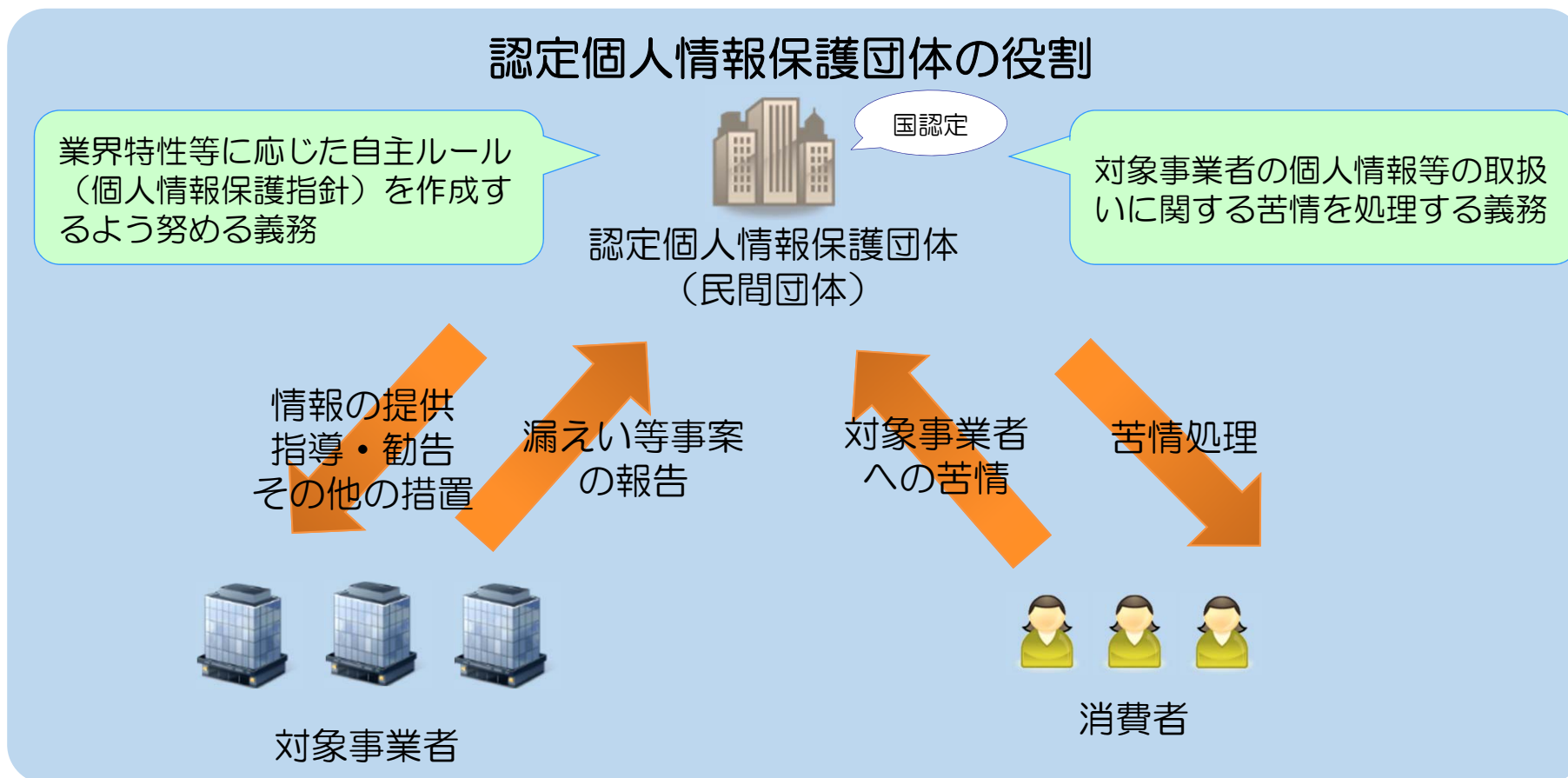


認定個人情報保護団体制度とは

- 事業者における個人情報等の適正な取扱いについて、民間の主體的取組を促進するために設けられたもの。
- 令和2年11月現在で40団体が認定。
- 個人情報等を取扱う事業者の裾野が広い中において、事業者自らが互いに自主的なルールを定め消費者等の苦情等に応えていくことは、日本の個人情報保護の質を高めていく上で不可欠。
- 事業者における個人情報保護法の運用実態や課題等の情報を収集し、委員会と共有するといった役割も期待。

認定個人情報保護団体の役割

- 対象事業者に情報の提供や指導等を行い、対象事業者による個人情報等の適正な取扱いを促進する。
- 公正な第三者としての立場から、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する消費者からの苦情に、簡易・迅速に対応する。



個人情報保護指針とは

- 認定団体が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護法の趣旨に沿って作成する自主的なルール
- 作成は努力義務（民間の自主的な取り組みを支援する観点）
- 消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて作成（マルチステークホルダープロセス）
- 指針を作成した認定団体は、対象事業者に、指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとる必要がある
- 対象分野における個人情報等の適正な取扱いの促進のみならず、消費者の不安解消や対象事業者の信頼確保に資することが期待できる

期待される効果（認定個人情報保護団体）

- 業界の特性等に応じた個人情報保護指針を作成していること等を対外的に示すことにより、個人情報等の適正な取扱いを確保している業界等であることについて、国民から信頼を得ることができる。
- 個人情報保護委員会が主催する認定個人情報保護団体連絡会やシンポジウムにおいて、委員会からの情報提供や認定個人情報保護団体間での情報交換等により、有益な情報等を得ることができる。

期待される効果（対象事業者）

- 認定個人情報保護団体が、業界の特性等に応じた個人情報保護指針を定めて、対象事業者による指針の遵守に責任を負うことで、指針を遵守する対象事業者への国民の信頼もより高まる。
- 苦情処理において、業界の特性等に精通した認定個人情報保護団体が公正な第三者として関与することで、迅速・円滑な解決及び事業者の事務負担の軽減が期待できる。
- 認定個人情報保護団体による適切な情報提供によって、対象事業者における一層の個人情報保護のための取組が促進されるようになる。
- 個人情報保護委員会が主催する対象事業者限定の研修会に参加できる。

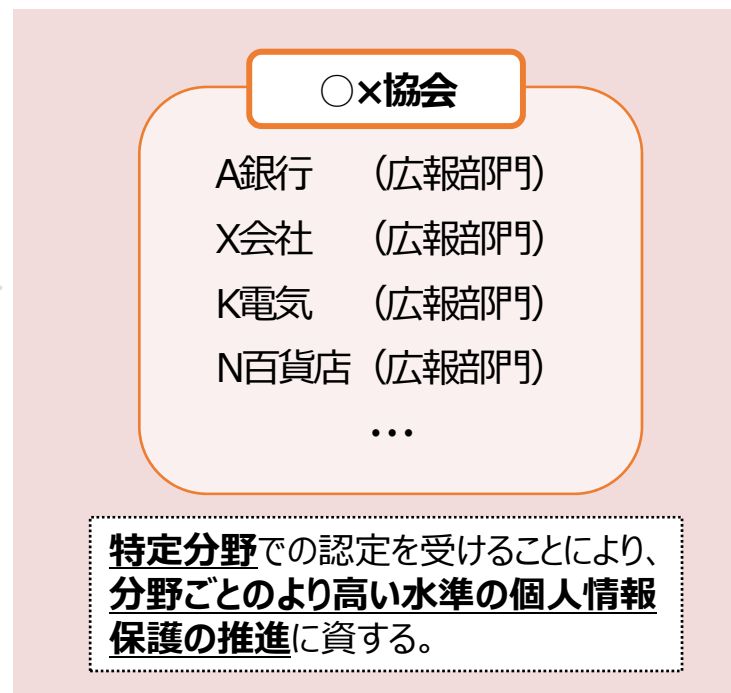
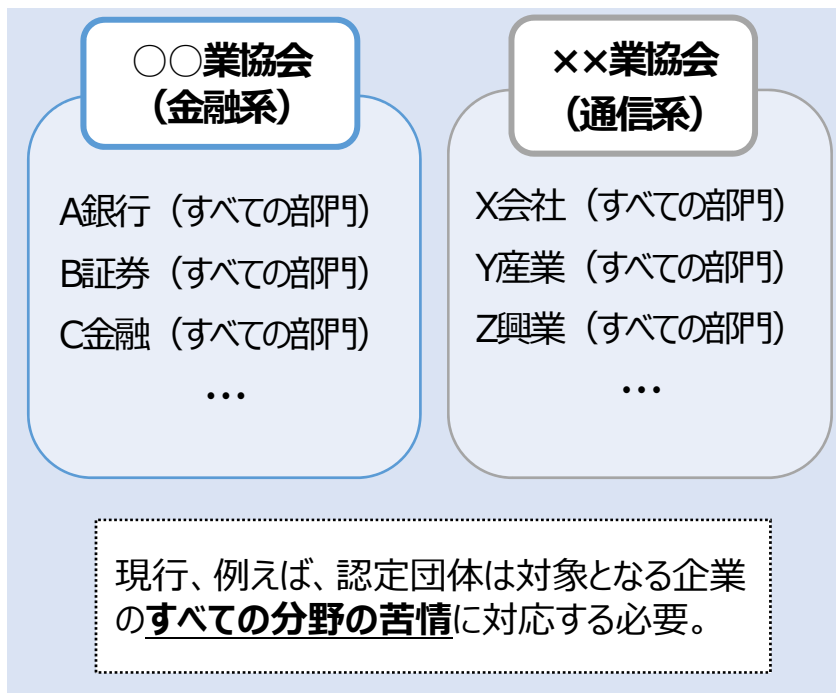
期待される効果（消費者）

- 認定個人情報保護団体の指導等の下で、対象事業者がきちんとルールを守って個人情報等を取り扱ってくれる。
- 苦情処理において、業界の特性等に精通した認定個人情報保護団体が公正な第三者として関与することで、迅速・円滑な解決が期待できる。

認定個人情報保護団体制度の充実（法改正）

- 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、**企業**の**特定分野(部門)**を対象とする団体を認定できるようにする。

現 行	改正後
団体を認定し、自主ルールに基づく 企業単位での個人情報全般（企業のすべての分野（部門）が対象） の適正な取扱いを促す（§47①）	現行制度に加え、 企業の特定分野(部門)を対象 とする団体を認定できるようにする（§47②）



認定個人情報保護団体制度に関する委員会の取組み

- 認定団体による自主的取組を支援するため、認定団体連絡会を定期的を開催し、認定団体の役割・機能の強化につながる情報提供を実施。
- また、認定団体の対象事業者における個人情報保護の意識の向上や認定団体制度についての理解を更に深めるため、対象事業者向け実務研修会等を積極的に開催。
- 今後も、認定団体やその対象事業者との対話を密に図っていくことにより、認定団体制度への認定団体及びその対象事業者の積極的な関与を得、認定団体制度を通じた民間による個人情報保護の自主的取組を更に促進していく。

最近の取組み

➤ 認定個人情報保護団体連絡会

- ・ 令和2年度は第1回を6月に開催（オンライン開催）
- ・ 主な内容
 - ①令和2年度の委員会の活動方針、②改正法の概要
 - ③改正法施行までの作業事項・スケジュール

➤ 対象事業者研修会

- ・ 令和2年度は第1回を10月に開催（オンライン開催）
- ・ 令和元年度は7回開催（東京3回、その他4回）
- ・ 研修内容
 - ①個人情報保護制度の概要、②改正法の概要、③安全管理措置
 - ④漏えい時の対応についてのケーススタディ

➤ シンポジウム

- ・ 平成29・30年度に開催。令和2年度は3月にオンラインで開催予定
- ・ 主な内容（平成30年度）
 - ①パネルディスカッション（自主ルールの策定と運用について等）
 - ②特別講演（情報漏えいを取り巻く最新のサイバーセキュリティ動向）

認定個人情報保護団体（40団体）

※令和2年11月5日現在

団体名称	対象事業者とする者の事業分野	関係省庁
一般社団法人 全国警備業協会	警備業	国家公安委員会
一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会	指定自動車教習所業	国家公安委員会
日本証券業協会	証券業	金融庁
一般社団法人 生命保険協会	保険業	金融庁
一般社団法人 日本損害保険協会	保険業	金融庁
一般社団法人 外国損害保険協会	保険業	金融庁
全国銀行個人情報保護協議会	銀行業	金融庁
一般社団法人 信託協会	信託業	金融庁
一般社団法人 投資信託協会	投資信託委託業及び投資法人資産運用業	金融庁
一般社団法人 日本投資顧問業協会	投資運用業及び投資助言・代理業	金融庁
日本貸金業協会	貸金業	金融庁
一般社団法人 金融先物取引業協会	金融先物取引業	金融庁
一般財団法人 放送セキュリティセンター	放送	総務省
一般財団法人 日本データ通信協会	電気通信事業	総務省 経済産業省
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	全般	総務省 経済産業省
日本製薬団体連合会	製薬業	厚生労働省
公益社団法人 全日本病院協会	医療	厚生労働省
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	医療・介護	厚生労働省
一般社団法人 国際情報セキュリティーマネジメント研究所	医療	厚生労働省
特定非営利活動法人 日本手技療法協会	手技療法（柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション等）	厚生労働省 経済産業省

団体名称	対象事業者とする者の事業分野	関係省庁
一般社団法人 日本個人情報管理協会	経済産業分野	厚生労働省 経済産業省
一般社団法人 全日本ギフト用品協会	ギフト用品に関する事業	経済産業省
一般社団法人 日本クレジット協会	クレジット事業	経済産業省
公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	印刷・グラフィックサービス工業	経済産業省
一般社団法人 日本専門店協会	小売業	経済産業省
特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	経済産業分野	経済産業省
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	経済産業分野	経済産業省
一般社団法人 結婚相談業サポート協会	結婚情報サービス業	経済産業省
一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	結婚情報サービス業	経済産業省
株式会社 I B J (日本結婚相談所連盟)	結婚情報サービス業	経済産業省
大阪毎日新聞販売店事業協同組合	新聞販売業	経済産業省
J E C I A 個人情報保護協会	葬祭業	経済産業省
全国こころの会葬祭事業協同組合	葬祭業	経済産業省
一般社団法人 医療データベース協会	経済産業分野	経済産業省
一般社団法人 全国自動車標板協議会	自動車登録番号標交付代行業	国土交通省
一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会	経済産業分野	経済産業省
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	モバイルコンテンツ関連事業	総務省 経済産業省
公益社団法人 日本通信販売協会	通信販売業	経済産業省
一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会	全般	
工業会 日本万引防止システム協会	電子商品監視機器や防犯カメラ等のセキュリティシステム	

詳しくお知りになりたい方は

- **認定団体制度等に関する委員会HP**
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/nintei/>
(内容)
 - ・ 制度の概要
 - ・ 認定個人情報保護団体一覧
 - ・ 認定個人情報保護団体に関する手続
 - ・ 認定個人情報保護団体に関するお知らせ

- **問い合わせ先**
03-6457-9769 (認定団体担当)